

熊本市内部統制基本方針

本市は、新たな魅力と活力に満ちた「上質な生活都市」を目指しており、自信と誇りを持って次の世代に引き継げるようなまちづくりを進めていくためには、将来にわたり質の高い行政サービスを提供していく必要があります。

そのため、行政運営のマネジメント体制を強化するとともに、事務の適正で効率的な執行を確保し、もって市民から信頼される自治体となるために、地方自治法第150条第1項に規定する内部統制に関する方針を次のとおり定め、内部統制体制の整備及び運用に取り組みます。

1 内部統制の対象とする事務

- (1)財務に関する事務
- (2)適正な管理及び執行を特に確保する必要がある事務

2 内部統制の目的

次の4つの目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保します。

(1)業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的の達成に向け、限られた財源と人員を有効に活用するとともに、組織及び運営の合理化に努め、効率的かつ効果的に業務を遂行します。

(2)財務報告等の信頼性の確保

予算・決算等の財務報告や政策に関する報告等について、正確な情報及び正当な手続に基づき、適切に作成、保存及び管理することで、情報の信頼性を確保します。

(3)業務に関わる法令等の遵守

法令等に適合した適切かつ公正な職務の執行を確保するため、業務に関わる法令その他の規範を遵守します。

(4)資産の保全

資産の取得、使用及び処分は、正当な手続及び承認の下に行い、資産を有効かつ適切に運用するとともに、その保全を図ります。

3 内部統制の有効性の確保

本基本方針に基づく内部統制については、行政委員会等及び地方公営企業を含めた全庁的な体制の下、組織的に取り組みます。

また、内部統制の取組については、会計年度ごとに評価を行い、評価報告書を作成の上公表するとともに、本基本方針についても、必要に応じて見直しを行います。

令和 2年(2020年) 3月 24日
熊本市長 大 西 一 史